

別表1－1（ワンストップ相談窓口）【新規】

市町村が実施する創業支援事業（松茂町）

創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・現在、本町には創業に特化した相談窓口は設置していないが、(公財)とくしま産業振興機構等に対し、本町住民から創業に関する相談が2件(平成26年度)あった。・また松茂町商工会において、年間平均延べ10名程度の相談がある。・今回本町に、創業支援事業者等と連携して創業相談を受ける窓口を新たに設置し、相談受け入れ体制とPR(窓口の設置や創業後のフォローアップ体制等)を強化することで創業相談件数の増加を図る。これにより(公財)とくしま産業振興機構及び松茂町商工会における延べ相談実績件数の約2倍の、年間延べ30人程度の相談受付を目標とする。・相談者に対しては、創業支援事業者等と密接に連携・協力しつつ、適切な支援制度の案内や活用を促し、年間相談件数の3割程度(3人)の創業実現を目標とする。・支援対象者数 年間延べ30人、創業者数 年間3人・本事業計画に基づき、計画全体で年間創業支援数延べ56人、創業者創出目標延べ9人(実数では5人)とする。・なお、各計画事業の創業者数は、 別表1-1 ワンストップ相談窓口 3人 別表2-1 徳島県 女性起業塾 1人 別表2-2 (公財)とくしま産業振興機構 起業力養成講座 1人 別表2-3 いつでも創業相談窓口 2人 別表2-4 (公財)とくしま産業振興機構 創業相談窓口・個別指導 1人 別表2-5 (公財)とくしま産業振興機構創業セミナー 1人
※ただし上記事業は相互に関連し合うものもあるため、一人の創業者が複数の支援事業を活用することが想定される。
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1)創業支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・役場内に創業支援の「ワンストップ相談窓口」を設け、創業支援事業者等と連携し、様々な創業時の相談・課題等を解決する。「ワンストップ相談窓口」には、本町産業環境課の創業担当職員1名を配置し、相談対応を行うとともに、創業支援事業者等の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図る。・町は、ホームページ等により、創業に関する支援施策等の情報発信を積極的に行う。・「ワンストップ相談窓口」では、本計画を一貫して円滑に実施するため、各創業支援事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し、改善を行い、必要に応じて、新たな創業支援事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。 <p>1. 地域での創業を巡る現在の状況</p> <p>松茂町では、商業については、県下の平均的な水準であり、工業については、工業団地の造成に伴い製造業を中心発展してきた。近年東日本大震災により津波浸水区域の変更、厳しい経済状況等により事業所数が減少しており、人口の減少が予想されるため、商工業を巡る環境は厳しい状況にある。こういったことを背景に、町では創業件数も他の市町村と比較して少數にとどまっているものと考えられる。</p>

2. 地域での創業を阻害していると思われる要因

本町での創業を阻害している要因としては、創業に関係すると想定される各機関と密に連携ができるおらず、創業者支援のための体制が構築できていないことが考えられる。

3. 2の要因を解決するために必要と考えられる事項(創業支援事業を必要とする事項)

松茂町は、空の玄関の徳島阿波おどり空港、陸の玄関の徳島とくとくターミナル、松茂スマートインターチェンジ開通により、交通網が発達しており、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えられる。よって、まず町が「ワンストップ相談窓口」として創業支援事業者等を結ぶ連携窓口となり、これらとも連携をしたうえで、創業相談から創業までスムーズな支援をはかる。また、創業希望者が創業や経営のノウハウを習得するための支援をはかる。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. 地域資源の活用の仕方(地域に眠る宝への気づき)

本町は、なると金時「松茂美人」、幸水梨・豊水梨「阿波おど梨」等の農産物に恵まれている。また徳島阿波おどり空港、とくとくターミナル、松茂スマートインターチェンジ等観光交流拠点でもあることから、今後これらの地場産品等の地域資源を活用して創業するケースも想定される。創業支援事業者等と連携し資源提供者とのマッチングや、販路開拓についてのアドバイス等の支援を行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

町、松茂町商工会は、連携して、市場のニーズを把握し、創業相談者に対して情報提供を行う。

3. ビジネスマodelの構築の仕方

町、松茂町商工会は、連携して、顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また徳島県及び(公財)とくしま産業振興機構とも連携をし、特定創業支援事業等にて、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

町、松茂町商工会及び(公財)とくしま産業振興機構等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、商品・サービスづくりのためのアドバイスを行う。また、商品作り全般にわたり、連携する各機関の支援・協力を仰いで実施をする。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

町、松茂町商工会及び(公財)とくしま産業振興機構等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格についてのアドバイスを行い、町が各機関と連携をして販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達

町、松茂町商工会は、連携して、書類作成補助、補助金等の作成支援等など、資金調達へのアドバイスを行う。また町内金融機関(阿波銀行松茂支店、徳島銀行空港支店、四国銀行松茂支店、徳島信用金庫松茂支店)徳島信用保証協会等も、資金調達について必要に応じて相談・アドバイスを行う。

7. 事業計画書の作成

町、松茂町商工会は、連携して、事業計画の策定、計画書の作成について専門家と共にアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

町が、創業手続き・許認可についてのアドバイス、各機関への連絡を行う。また税務及び労務管理等の高度な知識を必要とする場合は、松茂町商工会、(公財)とくしま産業振興機構等と連携し、アドバイスを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

町、松茂町商工会等は、連携して、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について

て継続的なアドバイスを行う。

【各事業の共通事項について】

＜事業の周知＞

- ・町及び創業支援事業者等は、本計画における支援事業の開催案内等について、お互いが協力しあい、広報紙やホームページへの掲載等を行い、広く町民や創業希望者に周知を図る。

＜支援の対象＞

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には、支援を行わないものとする。
- ・なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

＜特定創業支援事業証明書発行手順＞

- ・別表2-1参照
- ・別表2-2参照
- ・別表2-4参照
- ・別表2-5参照

＜設定した目標に対する事業の進捗状況の確認＞

- ・町及び創業支援事業者等は、本計画に記載する各種支援事業で支援した相談窓口への来訪者などの数を管理して名簿や集計表の作成等により把握するとともに、複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、実態調査等を利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
- ・この名簿や確認状況の集計は、町が個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

＜創業後の継続支援＞

- ・創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、町及び創業支援事業者等は、認定支援機関、よろず支援拠点や中小基盤整備機構の専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・松茂町役場産業環境課に担当者1名(兼務)を配置し、平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。
- ・中小企業庁の「ミラサポ」等を活用し、国、県、市の支援施策の情報提供を行うとともに、町が創業支援事業者等の支援策をとりまとめ、町のホームページや広報誌への掲載、創業支援事業者等の窓口での周知などにより町民に広くPRする。
- ・相談があつた際は、その状況を聞き取り、町役場各課や創業支援事業者等と協力して、各種情報提供やアドバイス、創業支援事業者等による支援の活用(特定創業支援事業の活用等)を促す。ただし、創業支援事業者等と連携をとる場合は、創業希望者本人に確認をとり、個人情報の守秘義務に配慮しながら情報の共有を図るものとする。
- ・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度適宜、各創業支援事業の進捗や達成状況、課題を確認する。

計画期間

平成27年7月1日～平成32年3月31日

変更箇所については、平成28年12月26日～平成32年3月31日